

令和 8 年度新制度移行における幼稚園における利用定員の設定について
(施設型給付となる幼稚園の確認に係る意見聴取)

1 施設型給付の対象となる幼稚園の確認

施設型給付の対象となる幼稚園は「特定教育・保育施設」であり、市町村は認可（認可権は京都府）を受けた教育・保育施設に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うもの。

2 意見聴取の内容

令和 8 年度 4 月新制度移行予定の幼稚園

施設名称	事業主体	所在地	利用定員
向陽幼稚園	学校法人 京都西山学園	寺戸町西野辺 25	満 3 歳 40 人
			3 歳児 65 人
			4 歳児 65 人
			5 歳児 70 人
成安幼稚園	学校法人 京都成安学園	寺戸町八反田 32 番地の 1	満 3 歳 15 人
			3 歳児 30 人
			4 歳児 30 人
			5 歳児 40 人